

令和7年度第6回 大和市子ども・子育て会議 会議録

日時：令和8年2月18日（水）午後2時～
場所：保健福祉センター 5階 501会議室

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事

職務代理：議事に入る前に、委員の皆様にお諮りしたいことがあります。本日の議事である「大和市特定教育・保育施設等の利用定員について」の中で、幼稚園代表および認可保育園代表として選出されている委員の施設が、利用定員減および乳児等通園支援事業の意見聴取の対象施設となっています。両委員は当該施設の関係者でありますので、両委員の議事参加の可否について、大和市子ども・子育て会議規則第11条にのっとり委員の皆様にお諮りさせていただきます。私としては、両委員は幼稚園代表・認可保育園代表として出席されておりますので、ご自身の施設への意見は除くとして、議事への参加を認めたいと考えております。採決にあたりましては、大和市子ども・子育て会議規則の中に、会長や採決に関係する委員を除外する条文がないことから、会長及び両委員も採決に参加の上、出席委員の過半数で決めさせていただきます。

それでは採決いたします。両委員の議事への参加に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

委員：（9名中7名挙手）

職務代理：ありがとうございます。賛成多数のため、両委員には議事に参加いただきます。それでは議事を進めます。

（1）大和市特定教育・保育施設等の利用定員について（令和8年4月）

事務局：（資料により説明）

職務代理：ただいま説明のあった大和市特定教育・保育施設等の利用定員について、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

委員：こども誰でも通園制度の事業自体について質問いたします。月に10時間以内の利用とご説明いただきましたが、利用定員数が1名の園があり、これは1か月の利用定員なのか、一日あたりの定員なのか教えてください。また、1人あたり月10時間しか使えないのであれば、別の週は別の子が利用する、という事業になりますでしょうか。もう一点、ほとんどの保育園とか幼稚園で一時預かり事業を長年やっていると思いますが、その事業自体が今後どうなるのか、教えてください。

事務局：資料に記載している定員は、ある時点の受け入れ人数でございますので、実際の受け入れ人数は、開所日数や施設の開所時間によって異なります。例えば、1日8時間実施する園と3時間実施の園では、月当たりの受け入れ人数は違ってまいります。

委員：月10時間以内というのは、こどもが利用できる時間ということでしょうか。園で受け入れ可能かどうか、空き状況は問い合わせをしないとわからないのでしょうか。

事務局：月10時間以内は、こどもの利用時間です。空き状況について、現在国が、こども誰でも通園制度の利用申請に関するシステムの改修を進めているところで、最終的な内容は示されていませんが、基本的には利用者が各施設に相談し、面談を実施してから、システムの中で空き時間を確認し、予約をしていくという流れです。それから、一時預かりについて、確かにお子さんを一時的にお預かりするということは似ていますが、事業の目的が違います。一時預かり事業につきましては、就労等による保護者に対する支援で、こども誰でも通園制度につきましては、保護者の就労要件等を問わずに利用できる、こどもの育ちを応援するための制度と位置づけられています。一時預かりは補助事業ですので、必ず実施しなければならないものではない中で、各市町村の判断で行っております。一方、こども誰でも通園制度につきましては、子ども・子育て支援法の中で位置づけられた給付制度になりますので、認定を受けたお子さん方に権利性が生じるというところで、よりしっかり支援をしていく必要があります。細かいところでは、こども誰でも通園制度は国のシステムを利用して予約しなければならないなどの違いがありますが、使う側から見たときに、具体的に何が違うというところは、なかなかわかりづらい部分があると、我々も感じるところでございます。

委員：一時預かり事業は補助事業であって、今後止める可能性もあるということでしょうか。

事務局：市町村の判断で止めることができる事業ということです。

委員：現在、どの程度の費用をかけて実施しているのでしょうか。

事務局：補助金の資料が手元にないのですが、各施設に支出している様々な補助金の中で一時預かりに関する金額を合計した額ということになります。補助金の市の負担割合は3分の1、こども誰でも通園制度の市の負担割合は8分の1です。

委員：一時預かり事業の方が市の負担は大きいので、こども誰でも通園制度を推進していきたいということでしょうか。例えば週に3日働いていて、保育園に入所する要件を満たしていない方が利用しようとする、月10時間に収まらないため、一時預かり事業を利用することになると思いますが、週に1日とか2日働いていて、月10時間に収まる方は、こども誰でも通園制度に切り替わる可能性もあり得るのでしょうか。

事務局：あり得ると思います。こども誰でも通園制度の利用料については、1時間当たりおよそ300円とされており、基本的に一時預かり事業の方が高くなります。そのため、利用できる場合はこども誰でも通園制度を利用する方が出てくる可能性はあると考えています。申請して認定を受ける必要がありますが、月10時間までは1時間当たり300円程度で利用できます。

委員：受け入れ側、事業者側に入ってくる補助金等に違いはあるのでしょうか。

事務局：一概に言えるものではありませんが、一時預かり事業は、事業実施の基本料金に加え、人数に応じた補助をするという２段階のもので、均等に１時間当たりの額が出せるものではありません。一方こども誰でも通園制度は、１時間当たりの単価を国が設定しており、その金額に加え利用者負担分が施設に入る仕組みとなっています。

委員：事業者側として、現在、認可申請を出しているところですが、１時間当たりの単価が示されていない状況で、とりあえず先に書類を出してくれと言われて提出している状況です。実施は本決まりではありませんが、単価が示された後、教員１人を雇用して赤字になるならば実施するものではないと思うので、その単価がまだ定まっていない中で認可の作業を進めているのが現状です。

職務代理：まだ詳細が決まっていない、見えない部分が多いというところですが、事業開始時点では８か所の園が手挙げしている状況ということです。今、委員からお話があったように、一時預かり事業とこども誰でも通園制度の違いなど、利用者にとってのわかりやすさを含め、どう動いていくかまだ見えていません。また教育者・保育者確保について、一時預かり事業は定期利用もありますが、こども誰でも通園制度は基本的にスポット利用ですので、在園児と同じ場所で教えられるのか、別の場所で保育する必要があるのかなど、事業者もそのあたりを考えていくと、かなりの負担が生じることが考えられるし、先生もやりづらいこともあると思います。大枠の仕組みはあると思うのですが、国から示される内容と、市としっかり詰めていかないといけない実態がある一方で、令和８年４月から始まることだけが決まっていますので、並行してやらざるを得ないというところは、事業者も市も大変なことだと思います。

委員：利用定員のところに関して、人数が大幅に変わってくる可能性があると思っていて、例えば、私の幼稚園では未就園児のプレ教室を実施していますが、その通園時間が月１０時間程度だと思います。その利用がこども誰でも通園制度として認められるのであれば、利用定員３０人まで設定したいと思います。事業詳細はまだ決まっておきませんので、仮の人数として提出している状況です。本来、この会議にはしっかりとした人数を示してご意見をいただく必要があると考えますが、そうした状況ですので、仮の人数でしかお示しできていない現状です。

事務局：国からは、国のシステムを利用してくださいと言われておりますが、まだ最終的なシステムが示されておらず、市としても手探りで進めているところで、令和８年４月に開始することだけは決まっておりますので、並行してやらざるを得ないところです。国から提供された資料については、その都度事業者に提供させていただいておりますが、資料の数も多く煩雑になっている部分もございますので、国のシステムが未完成の状況ではありますが、一度整理をさせていただく意味で、３月上旬に事業者に向けた説明会を開催し、情報共有を図りながらしっかり詰めていきたいと考えております。

委員：当幼稚園は認定こども園ということで、０～２歳の受け入れはありませんが、プレ教育や空き教室を使って実施するという選択肢もある中で、当幼稚園は進めていくかどうか検討したときに、実施することによって、そこで職員１人を確保できるかという運営面であったり、利用者の受付や面接であったり、そしてそれを何時間預かるか、１名の定員に対し

て2名の希望者がいた場合に先着順となるのかなど、進め方が全く示されていないので、当幼稚園では今回は様子を見ながら進めていかざるを得ないと判断しました。幼稚園でこども誰でも通園制度として預かる際、先ほどお話があったように、3歳以上のこどもが集まっている中で、0～2歳のこどもが1人もしくは2人来た場合に、園庭での遊びやクラスでの活動時間など、こどもが集団で学ぶことができるというメリットが確保されない可能性があります。前回の書面開催でも意見として書かせていただきましたが、理想と現実のギャップがかなり大きいと思う中で、いかにそういった差を埋めていけるか、今後の進め方について、今後開催する説明会で、いろんな幼稚園、保育園、認定こども園の方が聞く機会を持っていただけると、より手を挙げやすい施設が出てくると思いますので、その辺についても今後進めていくにあたり、課題として捉えていただきたいと思います。

事務局：おっしゃるとおり、令和8年4月に始まることが年度当初に決まっていたもので、市としても始めなければいけないという認識の下、市内の関連する事業者には照会をさせていただいて、手挙げをいただいた事業者とこれまで協議を進めてきたという経過がございます。年末ごろまでに国から出た情報で、現状整っていない部分もありますが、大まかに見えてきた状況でありますので、4月に向けて認可申請をいただいている中、引き続き情報共有に努めてまいります。それから、現在出している利用量については、個別に調査を行ったものではなく最大値で見ている状況ですので、先ほどお話があったように、一時預かり事業からどれくらい流れてくるか、見えていないところがございます。今回用意する定員が余ってしまうのか、不足が生じるのか、その辺りも見極めさせていただいて令和9年度以降に向けて整備を進めたいと考えております。改めて情報を整理して、市内の事業者にお示しし、ご相談させていただきます。

委員：この制度自体は国が定めたものなので必ずやらなければいけないものだと思っておりますし、子育てしやすい環境を整えるための事業だとも思っております。事業者側も、まだ全容が決まっていないのに、職員を確保しなければいけないなど、大変であることもわかりました。国が決めた事業とはいえ、大和市の限られた予算の中で新たに事業を始めるときには、何かを削って充てていかなければいけないと思います。こども部の予算を策定するときに、未就学児の保育施設を作れば作るほど、全体的には、児童クラブを利用する人数もどんどん増えていくと思います。小学生のため、職員1人に対してたくさん受け入れられると判断されやすいことも事実で、そこを履き違えて、児童クラブの予算をどうにか削ったり抑えたりして、どんどん未就学児の保育を手厚くするというのは、ちょっと見直していただきたいと考えています。児童クラブでも、保護者やこどもに配慮が必要な家庭はたくさんいますし、児童相談所との連携が必要なケースも増えてきています。今回の新規事業でこども部の予算がどんどん増えているように見えてしまっていますが、なかなか児童クラブの予算が増えていない状況がありますので、全体を考えていただきたいと思います。

職務代理：市の予算、こども部の予算という中で、全ての事業が大事だとは思いますが、市としてはどのように考えていますでしょうか。

事務局：今のご意見に全てお答えできるかという、現時点ではなかなか難しいところがございます。皆様ご承知のとおり、本市では財政健全化に取り組んでおりまして、庁内一丸となって健全化に向けた動きをしていく中で、総論としてはそうなのですが、やはり各論になるとどう削るんだ、という話になります。優先順位ということで、生活保護や児童手当のような法で金額が定められている事業は当然優先されていきます。市議会からは、具体的な例として、子ども医療費助成制度のような、県の補助も受けつつ市が単独で高校生まで所得制限なしとしている事業について、市単独の部分をやめてはどうか、といったご提言をいただいております。ただ、横浜市が高校生まで無料となり、県内全て本市と同じ状況となりますので、現段階では、子ども医療費助成制度を見直す予定はございませんが、そういった市単事業の見直しの検討は必要と考えております。放課後児童クラブは当然子ども・子育て支援事業に位置づけている事業ですので、そういったものは基本的には優先して実施する事業と考えており、国・県の補助金等を受けずに市単独で実施し、他市では実施していない事業を中心に見直しをなされていくものと考えております。

委員：一点目、今お話がありました、市長が掲げる財政健全化ビジョンの前提はスクラップアンドビルドだと思います。この保育事業に関連する費用からスクラップする必要はないと思っていますし、他の事業から削減されるものと思いますが、子ども・子育て支援事業に関してスクラップするような事業があるならば共有していただきたい、というのがお願いになります。続いて二点目、質問です。認可保育所の運営について説明があったと思いますが、市から支払われる補助金はその分園となることによってどう変わるのか、増えるのか減るのか、これについてお伺いしたいです。例を挙げますと、定員100人の保育所が50人・50人に分割した場合、市から支払われる補助金が増えるのか減るのか。また、定員100人の園が、別のエリアに定員50人の保育所を新たに作った場合の補助金の額についてお伺いしたいです。

事務局：今回、こども誰でも通園制度の開始により、事業所は8か所ということなのですが、それに伴ってすぐ何かを減らすということについては、直接的には難しいかなと考えております。ただ、スクラップアンドビルドについては人件費や扶助費と言われているもの、保育所の報酬等、いわゆる自然増の部分については基本的には義務的経費ですので、減額するのは困難です。市として新たに単独事業を開始する際には、今実施している単独事業と比較して、どちらが優先になるのかを見極めた上で、優先順位が低いと思われる事業を廃止するものと捉えており、全体のところを見て決めていくものと考えております。二点目のところでございますが、基本的に分園を設定する場合には、物理的に建物が離れていることが要因であり、その分管理コストも1園を管理することに比べて上がってまいりますので、各費用に補正が入りますが、1園で100人より分園の方が給付費の総額としては高くなります。二点目、定員100人で新たに50人の分園を設置する場合について、1園で150人定員の園と比較させていただきますが、一点目の質問と同様、同じ定員150人でも、管理する建物の数等でコストが上積みされますので、2園に分かれている方が基本的には給付費の総額は高くなるものと捉えております。

委員：こども誰でも通園制度は、恐らく国の財源があると思いますので、放課後児童クラブにつきましても今後ご配慮いただければと思っています。

委員：保育園の定員について一番気にしてたのは、同じ100人の定員を同じ場所で分割した場合に補助額が増えるのであるならば、利用者にとって何もメリットはないので、そうした可能性について確認したものです。ご回答いただきありがとうございます。

委員：今回、分園化して少し定員を増やす園がありますが、やろうと思えば、フルスペースの保育園を建て直す際に分園化して、費用確保のために本園の施設整備費を請求した場合、最大4,800万円の補助を受けることも可能だと思います。そうした、建て直すために無理やり補助金を申請することができてしまうと思うのですが、そのあたり何らかの制限を設けていたり、市として対応する体制が整っていたりするのでしょうか。

事務局：今回整備する園については、自主財源として負担していただいておりますが、おっしゃるとおり今後の制度の拡充に関する話の中では、分園の方が給付費は少し高くなると見込んでおります。しかし、その前に実際にかかっているコストがございますので、そうした場合にコストが上がってしまうのはやむを得ない部分もあると考えております。老朽化する施設もこれから増えてまいりますので、市としてどういう施設整備を支援していくかについて整理が必要だと思っておりますが、明確な基準等はないというのが現状でございます。

委員：資料1を拝見したところ、認可定員数と利用定員数が大きく乖離している施設があります。園児が減ってきたため、利用定員を減らしていくことで単価を上げることができる、という制度であると認識しておりますが、その点について何か規制をかけるとか、そういった考えはありますでしょうか。

事務局：これまでの経過で申し上げますと、保育園につきましては、利用者数が高い状況で推移しており、ほとんどの施設が認可定員数と利用定員数を同数としてきたものでございます。現状も利用の申込数自体は増えてきておりますが、ここ数年で保育士不足等様々な課題が出てきた中で、結果として認可定員数に満たない保育園も出てきております。そういった中で、市としては、できるだけ多くの方が入所できるように、施設の方でしっかり認可定員数まで受け入れ態勢を整えていただきたいという考えは当然ありますが、一方で定員を満たすよう体制を整えることとなりますので、そのような状況でこどもが来ないということになると、経営が苦しくなるという側面もございます。市が利用定員を確認する際には過去3年間の実績や、今後の見通しを踏まえて協議させていただきながら、現状に即した定員数としています。委員のご懸念のとおりだと思いますが、国からも施設の経営等を踏まえて基本的には減員を断ってはならないと釘を刺されていることもあり、市としては根拠がある数字か、根拠がある場合は一時的なものかどうか、など確認させていただいて、認められる場合には認定しているものでございます。

委員：幼稚園への給付等について確認したいのですが、認可定員数によって支払われる金額が決まるのでしょうか。

委員：利用定員で決まります。施設は245人受け入れるキャパシティがあつて、その体制が整っていても、給付対象となる金額は135人としての給付を受けます。

事務局：給付費というのは1人あたりの単価が設定されており、例えば認可定員が245だけど、近年ずっと園児が130人程度である園が、240人規模の単価で給付を受け続けると、運営費に不足が生じます。そのため、実態に即した給付費を支給するためのものとして利用定員という考え方が設けられておりますので、そこで近年3年間の現状、それから今後の見通しというところを踏まえて利用定員を適宜見直しさせていただいて、もし届け出があれば確認し、協議させていただいております。

委員：利用定員による給付費には階層があり、1～5人の利用定員は1人当たり例えば5万円、6～10人になると1人あたり4万円になる、といったように、利用定員が上がれば単価が下がる、といったように、利用定員を下げれば下げるだけ必然的に給付単価が増えるという制度です。

職務代理：様々な設定がある中で、現在は人手不足で人件費高騰、物価高というところに加え、大和市は人口が微増するという計画を出しています。人口が増えていく中で、こどもも微増するのかもしれないと思いますが、園としても利用見込みを出すのも難しいと思いますし、事業者としても無理をして大きく見込むというのも難しいと思います。そのあたり、市の計画の中の人口動態や園の配置を含めて、所管課が情報を集めながら、事業者の声をよく聞いていただいて、進めていただきたいと思います。

委員：こども誰でも通園制度は、今年の4月からの新規事業ですが、この利用定員数については各事業者からの届出人数でしょうか。または市として見込んだ必要数なのでしょうか。

事務局：昨年4月に、保育園の待機児童が約10年ぶりに生じたという状況があり、そこから読み取れる通り、保育園の申し込みが未だに上昇を続けており、市内の保育園はキャパシティとしては、通常の通所児童で埋まってしまっています。今回の事業の対象のお子さんが、0歳6ヶ月から3歳未満というところで、担い手はどうしても既存の教育保育事業者になってしまうというところがございます。そうすると、待機児童対策を進めながら、一方で、こども誰でも通園制度を進めなければならない中、担い手をどうしていくか、ということが課題であると考えております。そのため、事業の初年度である令和8年度を迎えるにあたり、まず実施可能な事業者到手挙げを募って、各園で何人ぐらいだったら事業を始められますか、という協議をさせていただいております。実際に4月から事業を開始して、利用者が少なくて空きが出てしまうのか、それとも利用者が多くて使いたいけど使えない人が出てくるのかが読めず、これから4月以降の状況を見たいので、その状況に応じて整備を検討していく必要があると考えております。

委員：この人数は、あくまでも初年度のテストケースという形と捉えてよいでしょうか。

事務局：そのとおりです。

委員：こども誰でも通園制度について、資料3を見ると、中部の定員が1名、北部や南部は10名近い人数が整備される見込みですが、中部の定員を増やしていくことを考えたときに、この地域で施設を募っていくとか、あとは最初に保育園を中心に進めていくのか、幼稚園や認定こども園含めて進めていくのか、と考えたとき、制度の説明会はいつぐらいに開催する見込みでしょうか。

事務局：令和8年4月からの開始に向けて、3月の下旬に説明会の開催を予定しているところでございます。当初、手挙げを募った際も、保育園や幼稚園のいずれかを優先といった考えは特段なく、実施していただける事業者を募ったという経過もございますので、まずは必要量を見極めるところから始めさせていただき、令和8年の上半期ぐらいまでの状況を見ながら、その後についてはまた検討させていただきたいと思っております。

委員：資料1で、利用定員数に沿って自動で一人当たり単価が決まるというお話がありましたが、こども誰でも通園制度の単価は違うのでしょうか。

事務局：こども誰でも通園制度は1時間あたり単価で、一方、地域型保育事業所等の保育園は月あたり単価です。正確な計算はしておりませんが、どちらも運営にかかる費用というところで、保育士の報酬単価を基礎とした金額になっているものですので、大きく違う額にはならないものと考えています。

委員：常時通っている園児たちと、こども誰でも通園制度を利用して単発で入るこどもの単価の差によって、どちらに枠を割り振るかを考える園もあると思っておりますので、情報提供についてご配慮いただきたいと思います。

委員：一時預かり事業とこども誰でも通園制度について、一時預かりは保護者の目線、こども誰でも通園制度はこどものための制度という話で、例えばお子さんをこども誰でも通園制度で一時的に預けた際、そのお子さんが、例えば何らかの障がいの有無の確認やこどもの養育、医療的な判断など、そうした支援の面で一時預かりとの違いが発生するのでしょうか。

事務局：こども誰でも通園制度の制度設計の中では、障がい児の受け入れやいわゆる要支援家庭、医療的ケアが必要なお子さんをお預かりした場合に加算があると国から示されておりますが、施設として受け入れ可能かどうか、現場レベルでそういった対応ができるかどうか課題であると考えています。

委員：事業者目線の話になってしまいますが、まだ説明会を受けていない中で、暫定的に手挙げしている状況なので、制度詳細や単価、障がい児加算等について確定した際、条件次第では受けられないという施設が出てくる可能性はあると思っております。そうすると、この手挙げした8施設がゼロになる可能性もあり得るかと思っておりますが、その場合、市としてはどのように対応を考えているのでしょうか。

事務局：ある程度国からの案が出ている状況で、市内8施設とお話をさせていただいている中では、感知的にゼロにはならないものと捉えておりますが、当該事業はあくまで事業者が行うものですので、採算が合わないことを理由に事業開始を見送ることはやむを得ないと考えております。その一方で、市としてゼロは困る場所がありますが、現在協議を進めている中では、事業を実施していただける手応えを感じているところです。

委員：4月の開始について、あくまでテストケースという話でしたが、一般的にこうした新規事業を始める場合、市のニーズ量に合わせて確保すべき定員を定め、それに対して予算を付けた上で事業所に働きかけて募集するものと考えております。そうしないと、事業自体が立ち行かなくなることも考えられ、それは予算の全体像がまだ見えないからだと考えております。事業者が安心して事業を開始したり、規模を拡大したりすることができないのではないのでしょうか。

職務代理：これまでの話を総括すると、法の施行により事業が4月から始まるというスケジュールが先に決まってしまうのが現状で、実際にはシステムも完成しておらず、システムの入力のタイミングもわからない、満員となった場合に利用者画面にどのようなメッセージが表示されるかもわからないという状況です。委員のご発言のとおり、事業規模を見ながら進めるというのが通常だと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：利用者ニーズを適切に把握してから進めることができればよかったです。例えばニーズを把握できたとして、その担い手をどう確保していくか、というのが課題としてございますので、今後につきましては、事業を進めつつニーズの把握、担い手確保の両方を念頭に置きながら、進めてまいりたいと考えております。

委員：国としては、各市町村の中で1園でも開始すればよいと考えているのでしょうか。

事務局：そういう表現はしておりませんが、令和8年4月から開始することとされており、近隣市では1園や2園で開始する市もあると聞いております。

委員：先程、この資料に記載されている人数は暫定的なものであって、実際には20人、30人になるかもしれないというお話もありましたが、市は当該事業に対して予算を確保しているのでしょうか。財政難というお話も聞いていますが、もし1園の開始でもよいならば、まずパイロット事業として1園で始めてみて、国の給付の額を確認して、市としてニーズを確認して、その量に応じて次年度から充実させるという選択肢もあるのではないのでしょうか。

事務局：市によって実施施設の数が様々とお話ししましたが、他市ではなかなか手が上がらなかったと聞いております。本市では、各施設にお声掛けをしたところ、想像以上の手挙げをいただいたところでございます。一方で定員数については、一桁の園もございまして、この数で充足していると捉えるのは難しいと考えております。予算につきましては、国から示されている単価を用いて、現状の定員数を積み上げて確保しておりますが、万が一予算の不足が生じた場合においても、当該事業は子ども・子育て支援法の給付制度でございまして、認定を受けた方が利用した場合には、必要額を確保して事業者にお支払いするものです。

委員：委員の皆さんのお話について、何故動向予測をしないのか疑問に思っているところが背景にあると思いますが、その機会として、昨年度、国から令和7年度から開始する市町村を募っていたと記憶しています。実際に令和7年度から開始している市町村は、しっかりニーズの確認ができたと思いますが、本市において、しかも財政難の中で国がお金を出してくれる状態で開始できた機会に参画しなかったところの意図をお伺いしてもよろしいでしょうか。

事務局：不参加を決定した状況を全て把握できておりませんが、当時、本市では待機児童対策を重点的に進めてきたという経過があり、その中で新たにこども誰でも通園制度を開始することについて、担い手が確保できないのではないかと懸念と、待機児童対策に影響が出る可能性も含め、慎重に検討した結果、事業参加について見送る決定をしたものと捉えております。

委員：こども誰でも通園制度を実施する事業者について、何か条件はありますか。例えば幼稚園で、土曜日は開所できない園や、午前中は通園児童が教室を使用しているため、午後であれば預かり保育の方と一緒に受け入れ可能な園もあると思います。当方の幼稚園では、月曜日から金曜日の午後1時から3時まで、といった条件をつけても、この事業に参加することはできるのでしょうか。

事務局：例えば週5日間、月曜日から金曜日までこの時間からこの時間まで受け入れなければならない、というような縛りはなく、今協議を進めている施設につきましても、可能な範囲の中でお話をさせていただいております。

委員：一時預かりの場合、直接施設に申し込みがあって、それに対して園が受け入れの可否を回答して、個別の園事情で受け入れを決定できたかと思いますが、こども誰でも通園制度は給付制度ですので、保育園のように市の認定を受けたこどもたちの利用施設を市が決定して、園側が受け入れることになるのでしょうか。一時預かり方式なのか、保育園のような給付方式なのか、どちらがこの制度では適用される見込みでしょうか。

事務局：制度で言いますと、一時預かりに近いものと捉えております。こども誰でも通園制度は、月10時間が上限というところで、その使い方は利用者によってまちまちだと思いますが、各園の枠をシステム上で開放していただいて、利用者がシステムから空き状況を確認し、その中で申請をしていただくものです。実際に利用したら、その分の請求書がシステムから出力され、その額を市から事業者にお支払いするものと認識しています。

委員：事業者側として、例えば、この子はよく知っているから予約可能としたい、別の子は特別支援だから予約不可としたい、というケースが出てくる可能性があると思います。その場合でもシステム上は利用可能と表示されると思いますが、特別支援の子が申し込んできたときに、園の裁量で断ることは可能という認識でよいでしょうか。

事務局：利用申請をする前に、希望する園の面談を受けていただくプロセスが生じますので、制度上、その面談でご判断いただくものと捉えております。

委員：そうすると、同じ枠内でも、この子だったら3人受け入れ可能だけど、この子は2人までの受け入れとした方がよさそう、といった個別ケースにどこまで対応できるかが課題であると考えます。

事務局：国から示されている体制では、0歳が3人、1～2歳は6人程度というところは決まっていますが、個別に対応することは差し支えないとされているため、面談によってお子さんの状況は園で把握されると思いますので、利用者との調整になるものと考えております。細かな調整を電話等で行うのか、などの細かいところの課題は、現場で出てきてしまう可能性はあると考えています。

職務代理：事業者にとってはかなり難しい問題です。

4. その他

(1) 大和市こども計画の進行管理（案）について

事務局：令和7年3月に策定した大和市こども計画の進行管理について、簡単にご説明させていただきます。基本的には、第二期子ども・子育て支援事業計画と同様に進行管理を行ってまいりたいと考えており、具体的には令和8年度の会議でご説明させていただきます。

5. 閉会